

企業向け（安全運転管理者選任事業所向け）飲酒運転防止対策規程（案）

1. 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施

- (1)当社は、安全運転管理者等を通じて、道路交通法や道路交通法施行令等、飲酒による影響・弊害等を再確認させるための資料作成・研修等飲酒運転防止教育を積極的に行い、従業員全体に飲酒運転やアルコールについての問題意識の共有を図ることとする。
- (2)当社は、飲酒運転を根絶させるため、従業員全体に、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について手紙等で家族への協力要請を積極的に行うこととする。
- (3)当社は、労働組合、従業員との協力体制を強化する。
- (4)当社は、ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用する等、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。

2. 飲酒に関する規制の強化

- (1)勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
 - ・当社においては、勤務時間前は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する(年令、体質、体調、飲酒量により個人差がある)。
 - ・当社においては、勤務中(休憩、仮眠、フェリー乗船中等を含む。)における飲酒を禁止する。
- (2)当社は、飲酒運転に関する懲戒処分の基準を強化し、かつ明示する。(社内懲戒処分規定の制定・改正等)

3. 従業員の飲酒状況等に係る実態の把握

- (1)当社は、安全運転管理者による個別面談及びアルコールスクリーニングテスト等自己申告により個々の従業員の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。
- (2)当社は、従業員本人の了解のもとに運転記録証明書を年1回取得し、飲酒運転の違反歴が新たに発見された従業員に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
- (3)当社は、飲酒傾向に問題がある従業員を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処理を講じる。(内閣府のホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等)

https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html

4. 安全運転管理者等による厳正な点呼の実施

(1)出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器により測定させ、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度 $0.3\text{mg}/\ell$ 又は呼気中のアルコール濃度 $0.15\text{mg}/\ell$ 以上であるか否かを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、(5)による措置をとる。

(2)対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、従業員にアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法(通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあつては、当該測定結果を営業所に伝送させる方法)で報告させるとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。

(3)点呼内容を充実・強化する。

- ・点呼執行者と従業員との物理的距離(起立位置・足型表示等)の見直しを行い、従業員の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視でも酒気帯びの有無を確認する。

- ・乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を従業員から自発的に報告するよう改善する。

- ・乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。

(4)点呼の執行体制を強化する。

- ・当社は、安全運転管理者と副安全運転管理者等のほかそれに準ずる者との業務に見合った安全運転管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。

- ・照明等点呼執行場所の環境改善に努める。

(5)当社は、酒気帯びが確認された従業員に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。

5. アルコール検知器の使用の徹底等

(1)当社はアルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。

(2)アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度の警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能(アルコールインターロック)を有するものを含む。

(3)アルコール検知器は、常時有効に保持(正常に作動し、故障がない状態)しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。

① 毎日確認すべき事項(アルコール検知器を従業員に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、従業員の出発前に行う。)

ア)アルコール検知器の電源が確実に入ること。

イ)アルコール検知器に損傷がないこと。

②毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項(アルコール検知器を従業員に携行させるか、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、従業員の出発前に行う。)

ア)確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

イ)洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

(4)アルコール検知器を従業員に貸し出して個々の従業員のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。

6. 情報提供および理解を求めるための措置

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転根絶のための決意表明等を事業者の社内誌や安全運転管理は協会等の広報誌に掲載して社内外に理解を求める。

(*本文書は、全日本トラック協会 飲酒運転防止対策マニュアル

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/anzen/kotsuanzen_ichiran/inshuunten_boushi2023.pdf

を 東海電子が、安全運転管理者選任事業所向けに一部改変したものです。詳細の規程については、使用者、衛生管理者、安全運転管理者、社会保険労務士とご相談の上 作り込みください)